

評価書（個票）

事務・事業名	キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務	担当課 (担当課長)	職業能力開発局キャリア形成支援課 (キャリア形成支援課長 伊藤正史)
根拠法令等	職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 30 条の 5 第 1 項	類 型	試験（資格付与）
		指定等の形態	登録
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、平成 28 年 4 月に法定化された国家資格である。 キャリアコンサルタントとして登録するためにはキャリアコンサルタント試験に合格する必要がある。キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務（以下「資格試験業務」という。）は厚生労働大臣が行うこととしたうえで、厚生労働大臣が登録する機関（登録試験機関）に行わせることができることとしている。</p> <p>○事務・事業の内容 資格試験業務の実施。</p>		
事務・事業の目的	資格試験業務を適切に実施すること。		
関連する政策目標	基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標 1 多様な職業能力開発の機会を確保すること		
関連する業績指標	—		
指標の目標値等	—		
法人の指定等の状況	別紙のとおり。		
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。		
料金等・積算根拠	別紙のとおり。		
事務・事業の実績	<p>○実績（平成 27 年度） なし（キャリアコンサルタント試験は平成 28 年 4 月に創設されたため）</p> <p>○事業収入（平成 27 年度） なし（キャリアコンサルタント試験は平成 28 年 4 月に創設されたため）</p>		
国からの補助金等	○補助金・委託費等（平成 28 年度予算）： なし		

<p>事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>なし（キャリアコンサルタント試験は平成28年4月に創設されたため）</p>
<p>事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性・有効性 キャリアコンサルタント試験を適切に運用するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p>
<p>事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>○登録を行う妥当性 キャリアコンサルタント試験を適切に運用するためには、キャリアコンサルティングに精通する民間機関の力を活用することが効果的である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●登録の基準の妥当性 登録試験機関の登録要件は、法第30条の7第1項において、資格試験業務の信頼性確保のための措置をとること等について規定し、詳細な基準は省令において客観的かつ厳格に規定しており妥当である。</p> <p>●実施主体としての登録法人の適格性 平成28年4月現在登録されている登録試験機関について、1機関は技能検定制度においてキャリアコンサルティング職種に係る指定試験機関、1機関は従前のキャリア・コンサルタント能力評価試験を実施してきた機関であり、いずれもノウハウ、実績ともに十分有している。また、上記登録要件についても厳格に審査を行い、登録要件を満たすものと判断されたものである。</p>
<p>評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>キャリアコンサルタント試験は平成28年4月に創設されたことから、適切な実施に努めていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 2 法人

・ N P O （ 2 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
N P O （ 2 法人）			
特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会	平成 28 年 4 月 1 日	03-5402-5588	<p>【受験手数料の額】 学科試験 8,900 円 実技試験 29,900 円</p> <p>【積算根拠】 職業能力開発促進法施行令第 5 条第 2 項において、受験手数料の額は厚生労働大臣が定める額としたうえで、実技試験 29,900 円、学科試験 8,900 円を超えてはならないこととされているところ。当該法人でキャリアコンサルタント試験を行うために要する経費と受験者数の見込みに基づき一人当たりの受験手数料の額を算出したところ、当該政令で定める上限を超える額となったことから、上記額としたもの。</p>
特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会	平成 28 年 4 月 1 日	03-6661-6224	同上